

トピックス

児童の放課後をサポートします

放課後児童クラブ利用希望者募集

放課後児童クラブは、共働きなどで学校終了後などに保護者が家庭にいない小学生を対象に、専任の指導員が家族に代わって遊びや生活の場を提供します。来年4月からの利用を希望する人は申し込んでください。

【申込期間】

11月8日(月)～30日(火) 午後3時～6時

※土・日曜日、祝日を除く。

【対象者】小学生

【料 金】月額8,000円/人

※長期休業時(春・夏・冬休み)などは、別途料金が必要です。

【申込方法】

各放課後児童クラブ・こども未来課・各支所住民福祉課にある申請書に必要事項を記入の上、希望する放課後児童クラブへ提出。

※申込者多数の場合、抽選となります。



【問い合わせ】

○こども未来課

☎ 22-9677 FAX 22-9646

✉ kodomo@city.iga.lg.jp

○各支所住民福祉課

放課後児童クラブ名	所在地	電話番号	定員
放課後児童クラブフレンズうえの	緑ヶ丘中町 4354	22-0033	40人
放課後児童クラブ第2フレンズうえの	緑ヶ丘本町 4153	21-8118	60人
放課後児童クラブキッズうえの	上野徳居町 3276	24-4440	40人
放課後児童クラブふたば	上野紺屋町 3181	21-0005	70人
放課後児童クラブ風の丘	ゆめが丘二丁目 11	22-8805	60人
放課後児童クラブ第2風の丘	ゆめが丘六丁目 6	23-2009	60人
放課後児童クラブウイングうえの	西条 114	24-8181	40人
成和西放課後児童クラブ	大内 751-1	090-6351-4610	30人
成和東放課後児童クラブ	猪田 1350	24-0200	30人
上野北放課後児童クラブ	東高倉 2055	51-8368	45人
中瀬放課後児童クラブ「ネバーランド」	西明寺 105	23-0010	30人
三訪放課後児童クラブ	三田 986-1	51-6831	25人
柘植放課後児童クラブ	柘植町 2343	45-3010	30人
西柘植放課後児童クラブ	新堂 160	45-3055	20人
壬生野放課後児童クラブ	川東 1659-5	45-7900	40人
島ヶ原放課後児童クラブ	島ヶ原 4696-9	59-3345	20人
阿山放課後児童クラブ「ポップコーン」	馬場 1045	43-1210	50人
大山田放課後児童クラブ「あっとほうむ」	平田 25	47-1717	30人
放課後児童クラブ「げんきクラブ」	桐ヶ丘二丁目 266	52-3591	55人
いが放課後児童クラブ*	久米町 872-1	23-6587	20人

(令和3年11月1日現在)

* いが放課後児童クラブは、民間の放課後児童クラブです。申込方法が異なりますので、詳しくは直接クラブへお問い合わせください。

トピックス

ひとりで悩まずにご相談ください

児童虐待防止推進月間・女性に対する暴力をなくす運動

11月は児童虐待防止推進月間です

令和2年4月に児童虐待の防止等に関する法律が改正され、しつけとしての体罰が許されないことが定められました。しつけのつもりであっても、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの健やかな成長に有害であり、虐待にあたります。



子どもに対して、こんなことを

していませんか？

- 何回も言葉で注意したけれど、言うことを聞かないので頬を叩いた
- 約束を守らなかったため、長時間正座をさせた
- 宿題をせずに遊んでばかりいたので、ご飯を与えなかった
- 友達を叩きケガをさせたので、同じように子どもを叩いた

これらはすべて体罰であり虐待です。

しつけとは、子どもの人格や才能を伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。そのためには、体罰ではなく、子どもと向き合い、どうすればよいのかを言葉で説明したり見本を示したりするなど、子ども自身が理解できる方法で伝えましょう。

児童相談所虐待対応ダイヤル



24時間いつでも児童相談所に相談できる、全国共通の電話番号です。子育てに悩んでいる人、虐待を受けていると思われる子どもを見つけた人は、ぜひご相談ください。

その他の児童虐待の相談・通告先

- こども未来課 相談専用ダイヤル ☎ 22・96009
- 各支所住民福祉課
- 伊賀児童相談所 ☎ 24・8060
- 伊賀警察署生活安全課 ☎ 21・0110
- 名張警察署生活安全課 ☎ 62・0110
- 地域の民生委員・児童委員
- 学校や保育所(園)・幼稚園 など

女性に対する暴力をなくす運動

11月12日(金)から25日(木) (女性に対する暴力撤廃国際日) までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です。

夫や恋人からの暴力、性犯罪、買春、セクシアル・ハラスメント、ストーカー行為などは、女性の人権を著しく侵害するものです。被害を受けた人はひとりで抱え込まず、ご相談ください。

【相談先】

- こども未来課 相談専用ダイヤル ☎ 22・96009
- 三重県女性相談所(配偶者暴力相談支援センター) ☎ 059・231・5600
- 伊賀警察署生活安全課 ☎ 21・0110
- 名張警察署生活安全課 ☎ 62・0110
- DV相談ナビ ☎ #80008



【問い合わせ】 こども未来課
☎ 22・96009 FAX 22・96406

✉ kodomo@city.iga.lg.jp